

天理市立柳本小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、決して許すことのできない行為である。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る可能性がある。この基本的な考えを元に、いじめの撲滅を目指し、学校・家庭・地域が一体となって、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

2 いじめの理解

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの加害児童等・被害児童等は入れ替わることが起こり得るものである。
- 加害・被害という二者関係だけでなく、「傍観者」の存在にも注意を払わねばならない。
- 「ささいな事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接な関係をつくっておく。

3 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる「いじめ対策委員会」を置く。

（1）組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、不登校支援担当、特別支援コーディネーター、養護教諭とする。これに加え、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

（2）組織の役割

- ☆学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ☆いじめの相談、通報の窓口としての役割。
- ☆いじめに関する校内研修の企画・検討。
- ☆いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

4 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

○認め合い支え合う集団づくり

児童の自己肯定感・自己有用感を高めるための教師の組織的・計画的な働きかけにより、児童の間の絆が深まり学級や学校が安心して生活できる場になる。このような場をつくっていく必要がある。

○学習規律の定着とわかる授業づくり

すべての児童が授業に参加できる、活躍できる、そういう授業づくりと学習規律の定着は相互に補完する関係にある。教師が積極的に取り組むことで、児童の学習への不安が取り除かれ、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

○日記を通して

○教職員と児童の良好なコミュニケーション

○日常的な観察チェックリストの活用

○年間2回のいじめアンケートの実施

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

5 重大事態への対応

児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

6 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。